

特別養護老人ホーム 遊生の町 料金表（令和8年 5月 1日より）

（『特別養護老人ホーム 遊生の町』の介護サービス費区分は、「ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（Ⅰ）」です。）

当施設は燕市より敷地の無償貸与を受けており、そのメリットを生かした地域貢献として、居住費の補助を実施しています。

(表の見方について)			基本報酬単位数	加算単位数					単位数合計		〔A〕介護サービス費(月)		食費や居住費(日)			〔B〕食費や居住費の合計(月)	〔A+B〕自己負担額合計(月)		居住費の補助実施後の自己負担額合計(月)	
				加算(Ⅲ)	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	科学的介護推進体制加算(Ⅲ)	(日)	(月)	1割	(参考)2割	食費	おやつ代	居住費		1割	2割	1割	2割
世帯の課税状況	利用者負担段階	介護度	・表記載の「基本報酬単位数」及び「加算単位数」は、特に注記のない限り、全て1日あたりの数値です。 ・1単位の単価は、10円です。 ・1か月を30日として計算しています。																	
住民税課税	第4段階	要介護1	682	6	12	23	46	40	769	23,110	¥23,110	¥46,220	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥139,090	¥162,200		
		要介護2	753	6	12	23	46	40	840	25,240	¥25,240	¥50,480	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥141,220	¥166,460		
		要介護3	828	6	12	23	46	40	915	27,490	¥27,490	¥54,980	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥143,470	¥170,960		
		要介護4	901	6	12	23	46	40	988	29,680	¥29,680	¥59,360	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥145,660	¥175,340		
		要介護5	971	6	12	23	46	40	1,058	31,780	¥31,780	¥63,560	¥1,650	¥150	¥2,066	¥115,980	¥147,760	¥179,540		
住民税非課税	第3段階② 年金収入額と合計所得額の合計が年間120万円超の方	要介護1	682	6	12	23	46	40	769	23,110	¥23,110	¥46,220	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥109,510		¥107,510	
		要介護2	753	6	12	23	46	40	840	25,240	¥25,240	¥50,480	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥111,640		¥109,640	
		要介護3	828	6	12	23	46	40	915	27,490	¥27,490	¥54,980	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥113,890		¥111,890	
		要介護4	901	6	12	23	46	40	988	29,680	¥29,680	¥59,360	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥116,080		¥114,080	
		要介護5	971	6	12	23	46	40	1,058	31,780	¥31,780	¥63,560	¥1,360	¥150	¥1,370	¥86,400	¥118,180		¥116,180	
	第3段階① 年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円超120万円以下の方	要介護1	682	6	12	23	46	40	769	23,110	¥23,110	¥46,220	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥88,210		¥86,210	
		要介護2	753	6	12	23	46	40	840	25,240	¥25,240	¥50,480	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥90,340		¥88,340	
		要介護3	828	6	12	23	46	40	915	27,490	¥27,490	¥54,980	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥92,590		¥90,590	
		要介護4	901	6	12	23	46	40	988	29,680	¥29,680	¥59,360	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥94,780		¥92,780	
		要介護5	971	6	12	23	46	40	1,058	31,780	¥31,780	¥63,560	¥650	¥150	¥1,370	¥65,100	¥96,880		¥94,880	
	第2段階 年金収入額と合計所得額の合計が年間80万円以下の方	要介護1	682	6	12	23	46	40	769	23,110	¥23,110	¥46,220	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥65,710		¥63,710	
		要介護2	753	6	12	23	46	40	840	25,240	¥25,240	¥50,480	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥67,840		¥65,840	
		要介護3	828	6	12	23	46	40	915	27,490	¥27,490	¥54,980	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥70,090		¥68,090	
		要介護4	901	6	12	23	46	40	988	29,680	¥29,680	¥59,360	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥72,280		¥70,280	
		要介護5	971	6	12	23	46	40	1,058	31,780	¥31,780	¥63,560	¥390	¥150	¥880	¥42,600	¥74,380		¥72,380	
	第1段階 高齢福祉年金受給者や生活保護の方	要介護1	682	6	12	23	46	40	769	23,110	¥23,110	¥46,220	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥63,010		¥61,010	
		要介護2	753	6	12	23	46	40	840	25,240	¥25,240	¥50,480	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥65,140		¥63,140	
		要介護3	828	6	12	23	46	40	915	27,490	¥27,490	¥54,980	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥67,390		¥65,390	
		要介護4	901	6	12	23	46	40	988	29,680	¥29,680	¥59,360	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥69,580		¥67,580	
		要介護5	971	6	12	23	46	40	1,058	31,780	¥31,780	¥63,560	¥300	¥150	¥880	¥39,900	¥71,680		¥69,680	

(注1) 介護サービス費の負担を軽減する制度として、『高額介護サービス費』支給制度があります。この支払上限額は、利用者の所得などに応じて設定されます。

(注2) 上記以外の費用として、医療費(往診料/受診料等)、美容代、個室持ち込み家電に係る電気代、日用品等の購入費、行事参加等の実費などがあります。

(注3) 表記載以外の加算として、「初期加算」1日30単位(入所から30日間)や「安全対策体制加算」1回20単位(入所時1回のみ)、「若年性認知症入所者受入加算」、「看取り介護加算」等があります。また、毎月、1か月の単位数合計に一定の割合を乗じて、「介護職員等処遇改善加算」が算定されます。

(注4) 今後、当施設におけるサービスの提供内容や職員体制の変更、介護報酬の改定等により、算定する加算の種類が増減する場合がございます。あらかじめご了承ください。

(注5) 食費と居住費の負担軽減を受けるには、「所得要件」と「資産要件」の両方を満たす必要があります。「所得要件」→世帯全員が住民税非課税(※世帯を別にする配偶者がいる場合は、その方も住民税非課税)「資産要件」→利用者負担段階によって預貯金等の要件が異なります。

(注6) 65歳以上の方で、一定以上の所得のある方は、サービスを利用した時の負担割合が2割または3割となります。